



<吉備庁舎> 〒643-0021 下津野2018番地4  
 <金屋庁舎> 〒643-0153 中井原136番地2  
 <清水行政局> 〒643-0521 清水387番地1  
 ●城山出張所Tel23-0001 ●安諦出張所Tel26-0001  
 ●五郷出張所Tel22-0254 ●粟生連絡所Tel22-0351  
 ■水道課 〒643-0812 垣倉11番地  
 ■下水道課 〒643-0021 下津野688番地

役場代表電話 0737-52-2111  
 お電話を担当へおつなぎします

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分  
 (土曜・日曜・祝日、年末年始は閉庁します)

# 転入

## 有田川町に引っ越しされる方へ



### 転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

#### <届出に必要なもの>

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」  
 (マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは次のとおりです

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

手続きの際に、本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で本人確認できるもの



・運転免許証 ・マイナンバーカード

・パスポート ・障害者手帳 ほか  
 ・官公署発行の顔写真付の免許証・許可証など

確認に2点が必要なもの

・健康保険証 ・年金手帳  
 ・介護保険証 ・預金通帳  
 ・顔写真付の社員証・学生証など

### 代理人の方が手続きするときは

- 代理人の方の本人確認をします
- 委任状が必要です  
 (法定代理人の方は、戸籍謄本等その資格を証明する書類 ※有田川町が本籍の場合は不要)

## 転入 に関連するおもな手続き



税・社会保障関係の手続きでは、はマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票の提示が必要となります

下記にあてはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの	問い合わせ	
<b>住所戸籍</b> 	印鑑登録が必要な方	●前住所地での印鑑登録は失効します。必要な方は、転入の手続きをした後に登録申請をしてください。	登録する印鑑、本人確認書類 ※当日、印鑑登録を完了させるためには別に要件があります	住民課
	マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方	●マイナンバーカード、住基カードの継続利用(住所変更)	●マイナンバーカード又は住基カードとその暗証番号	
	マイナンバーカード電子証明書(署名用)の発行が必要な方	●前住所地で発行したものは失効します。必要な方は、転入手続きの際に新規発行申請をしてください。(住基カード用の電子証明書の新規発行はできません)	●マイナンバーカードとその暗証番号	
<b>保険年金</b> 	国民健康保険に加入する方	●前住所地の国民健康保険に加入していた方は、転入の手続きにより有田川町の国民健康保険被保険者証を発行します。	●病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合は、引き続き前住所地の国民健康保険の被保険者となることがあるので、お問い合わせください。	住民課
	⇒ 67歳から69歳までの方	【老人医療助成制度】 ●収入制限等の適用要件があります。転入届を提出した後、引っ越した日から14日以内に申請手続きをしてください。	●対象者の方の健康保険証 ※その他、提出書類を必要とする場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。	
	⇒ 人間ドックなどの受診	●人間ドック(30歳以上の方)を受診希望の方は、各庁舎窓口でお申し込みください。 ●特定健康診査(40歳以上の方)を受診希望の方は、お問い合わせください。	●保険証 ●申請書は窓口にあります。	健康推進課
	⇒ 国民健康保険税	●転入届を提出した月の翌月10日以降に、新住所へ決定通知書を郵送します。 (※4月~6月に転入された世帯については7月15日頃に通知)	●口座振替を希望する場合は、預金口座振替依頼(自動振込利用申込)書を金融機関へ提出してください。	税務課
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入の方	●新しい住所に変更した後期高齢者医療被保険者証を新住所へ郵送します。		住民課
	⇒ 和歌山県外から転入した方	●転入届後に、手続きをしてください。	●前住所地の自治体発行の負担区分証明書	
国民年金に加入中の方 (第1号被保険者、任意被保険者)	●前住所地の自治体でも国民年金に加入していた方は、転入届が住所変更届を兼ねるので手続きは必要ありません。	※前住所地で国民年金加入前に転出した場合は、手続きをしてください。必要なものはあらかじめお問い合わせください。		
<b>障がい</b> 	障がいの手帳をお持ちの方 障がいに関する手当を受給している方	●転入届後に、住所変更の手続きをしてください ●障害福祉サービス、補装具・日常生活用具・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)等については、お問い合わせください	●印鑑、手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方)、振込口座がわかるもの(手当受給の方)	やすらぎ福祉課
	重度心身障がい児(者)の医療費助成を受けていた方	●転入届を提出した後、引っ越した日から14日以内に申請手続きをしてください	●対象者の方の障がい者手帳等、健康保険証、マイナンバー確認書類又は前住所地の自治体発行の住民税課税証明書 ※その他、提出書類を必要とする場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。	住民課

# 高齢

介護保険証をお持ちの方 ⇒ 前の住所地で要介護（要支援）の認定を受けている方、または申請中の方 ⇒ 高齢者在宅福祉サービスの利用を希望する方	●転入の手続きにより、有田川町の介護保険被保険者証を新住所へ郵送します。 ●転入届後に、手続きをしてください。 ●病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合は、引き続き前住所地の介護保険の被保険者となる場合があるので、お問い合わせください。 ●転入届後に、手続きをしてください。（介護用品支給事業・緊急通報装置等）	●印鑑が必要な場合があります。	長寿支援課
 65歳以上の方 町内温泉施設「シルバー割引」制度	●「シルバー割引」を利用される方は、「介護保険被保険者証」など※を温泉のフロントでご提示ください。	※国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証でも利用可能です。	商工観光課

# 子ども

小学生・中学生のお子さんがいる方	●有田川町の学校に転校するときは、転入届後に転入学の手続きをしてください。 ●転入前の学校に引き続き通いたいときは、区域外就学の制度があります。転入前の自治体の教育委員会にお問い合わせください。	●印鑑、通学していた学校が作成した転校に必要な書類（在学証明書、教科書給付証明書、氏名印等）	子ども教育課
0歳～高校生のお子さんがいる方	●児童手当の申請 転入届後に、前住所地の転出予定日から15日以内に申請手続きをしてください ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください	●印鑑、請求者名義の振込先口座がわかるもの（通帳等）、請求者の健康保険証の写し（国民年金加入の方は必要ありません） ※その他、状況に応じて書類の提出が必要	やすらぎ福祉課
0歳～高校生のお子さんがいる方	●医療費の助成制度（乳幼児医療、子ども医療）の申請 転入届を提出した後、引越した日から14日以内に申請手続きをしてください	●対象者の方の健康保険証、マイナンバー確認書類又は前住所地の自治体発行の住民税課税証明書（未就学児童の保護者のみ） ※その他、提出書類を必要とする場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。	住民課
0歳～就学前のお子さんがいる方	●予防接種 母子健康手帳を提示ください。コピーを取らせていただき後日予診票を郵送いたします ●子育て支援センター（有田川町下津野245-1）子育ての応援やお手伝いをしています。	※予診票が届いたら冊子「予防接種手帳」等を読んで接種してください。 月曜～木曜日9:00～16:30、金曜日10:00～15:00 このほかイベント等詳しくは町HPまたは電話（TEL0737-52-5474）でお問い合わせください。	健康推進課 子育て支援センター
妊娠中の方	●母子健康手帳 変更・交換は必要ありません。 ●妊婦一般健康診査等受診票 補助券等を交付するので、転入届後に手続きをしてください	※今お持ちの母子健康手帳の居住地を新しい居住地に書きかえてそのまま使ってください。 ●母子健康手帳、前住所地の自治体が発行した補助券等	健康推進課
保育所へ入所を希望する方 ⇒ 転入前の保育所に引き続き通いたい方 ⇒ 一時保育の利用を希望する方 ⇒ 病児保育の利用を希望する方	●転入届後に、入所の申込みをしてください。 ●転入前の保育所に引き続き通いたいときも、入所申込書が必要です。 ●利用するには事前に登録が必要です。（登録は子育て支援センターで行います。） ●病児保育室は平山こどもクリニック（天満305-4）に併設されています。 ●利用するには事前登録が必要です。	●必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめお問い合わせください。 ●必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめお問い合わせください。 ●母子手帳 保険料375円	子ども教育課
ひとり親家庭等に該当する方	【児童扶養手当】 ●転入届を提出した後、申請手続きをください。 【ひとり親家庭等医療費助成制度】 ●転入届を提出した後、引越した日から14日以内に申請手続きをください。	●必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめお問い合わせください。 ●対象者の方の健康保険証、マイナンバー確認書類又は前住所地の自治体発行の住民税課税証明書 ※その他、提出書類を必要とする場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。	やすらぎ福祉課 住民課
重度心身障がい児(者)の医療費助成を受けていた方	●転入届を提出した後、引越した日から14日以内に申請手続きをください。	●対象者の方の障がい者手帳等、健康保険証、マイナンバー確認書類又は前住所地の自治体発行の住民税課税証明書 ※その他、提出書類を必要とする場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。	住民課
養育医療制度の助成を受けていた方	●体重が少なめに生まれ入院治療している乳児等、受給資格がある場合は、転入届を提出した後、申請手続きをしてください。	●乳児の氏名が記載されている健康保険証、印鑑	健康推進課

# 防災

有田川町公式スマートフォンアプリ ありだかわ防災・行政ナビ	●アプリをインストールしてご利用下さい。防災行政無線放送内容、防災情報（ハザードマップ等）、イベント情報などが確認できます。 【ハザードマップ】 冊子が必要な場合は、各庁舎住民窓口、総務課、総務政策室で配布しています。 【戸別受信機】 旧清水町地域(全域)、旧金屋町地域(一部)では、無償で貸し出しています。	●ご利用方法や情報配信内容等は、別添チラシをご覧ください。	総務課 総務政策室
----------------------------------	--	-------------------------------	--------------

# その他

家庭ごみ	●「家庭ごみ総合案内」を、転入届出時に配布します	●ごみは正しく分別して、決められた時間までに出してください。 ●ごみを出す場所(ごみステーション)の位置は、ご近所の方にお尋ねください。	環境衛生課
犬を飼っている方	●転入届出後に、引越した日から30日以内に、犬の登録事項変更の手続きをください。	●犬の鑑札、狂犬病予防注射済票(以前登録していた自治体交付のもの)	
水道を使用する方	開始届を提出するか、有田川町ホームページから申し込みしてください。	<a href="https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kurasahi_info/suidou/zyousuidou/5520.html">https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kurasahi_info/suidou/zyousuidou/5520.html</a>	水道課

**◎ 自治会加入のご案内**  
住みよいまちづくりは、住んでいる人たちみんなで力を合わせてつくられるものです。自治会は、住みよい地域づくりをめざして、生活環境の保全や福祉の向上のために、さまざまな活動に取り組んでいる自主的な団体です。活動の趣旨をご理解いただき、自治会に加入しましょう。  
～災害時には～ これまでの大規模災害で、特に阪神淡路大震災や東日本大震災などの対応では、自治会が大きな力となっています。阪神淡路大震災では、被害を受けた助かった人の約9割以上が、隣近所の人に助けられました。また、東日本大震災では、隣近所の人たちがお互いに声をかけ合って一緒に避難したり、安否の確認の際も、普段からの隣近所のお付き合いによって迅速に行われた例があります。避難所での生活でも自治会のみなさんの協力によって運営されております。いざというときのためにも、普段からの地域でのお付き合いが大切です。 ※加入するには、ご近所の方にお尋ねのうえ、自治会長さんや役員さんなどにご連絡ください。